

防衛省訓令第76号

駐留軍の用に供する土地等の賃借等の処理に関する訓令を次のように定める。

平成19年8月25日

防衛大臣 小池 百合子

駐留軍の用に供する土地等の賃借等の処理に関する訓令

改正 平成28年 3月31日省訓第36号

令和 元年 5月31日省訓第 5号

令和 2年 3月27日省訓第15号

令和 2年12月28日省訓第67号

目次

第1章 総則（第1条－第4条）

第2章 使用の準備（第5条・第6条）

第3章 使用及び貸付解除の手続

第1節 使用する土地等の通知（第7条・第8条）

第2節 貸付解除の手続（第9条）

第4章 損失の補償

第 1 節 方針（第 1 0 条・第 1 1 条）

第 2 節 使用による損失の補償（第 1 2 条－第 1 6 条）

第 3 節 測量、使用の廃止等による損失の補償及び隣接財産の損失の補償（第 1 7 条－第 1 9 条）

第 4 節 貸付解除による損失の補償（第 2 0 条）

第 5 節 工事又は移転の代行による補償（第 2 1 条－第 2 3 条）

第 5 章 調書の作成

第 1 節 土地等調書（第 2 4 条－第 2 6 条）

第 2 節 賃借料算定調書及び土地等補償調書（第 2 7 条－第 3 1 条）

第 3 節 その他の損失補償調書（第 3 2 条－第 3 4 条）

第 6 章 賃（転）借料及び損失補償額の決定（第 3 5 条－第 3 7 条）

第 7 章 賃（転）貸借契約

第 1 節 通則（第 3 8 条－第 4 1 条）

第 2 節 契約の手續（第 4 2 条－第 5 6 条）

第 3 節 損失補償契約（第 5 7 条・第 5 8 条）

第 8 章 雑則（第 5 9 条）

附則

第 1 章 総則

（通則）

第 1 条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び
安全保障条約第六条に基づき日本国にあるアメリカ合
衆国の軍隊（以下「駐留軍」という。）の用に供する
土地等の使用並びに使用及び貸付解除に伴う損失の補
償（水面の提供に伴う損失の補償を除く。）の処理手
続については、この訓令に定めるところによる。

（適用の範囲及び特例）

第 2 条 この訓令に定めのないものについては、関連す
る他の諸規則により、当該諸規則に定めのないもの及
びこの訓令によることが適当でないと認められるもの
又は疑義があるものについては、防衛大臣に協議の上

これを処理するものとする。

(定義)

第3条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 特措法 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）をいう。

(2) 土地等 特措法第2条に規定する土地等をいう。

(3) 関係人 土地等について所有権以外の権利を有する者をいう。

(4) 使用 国が土地等を駐留軍の用に供するため、契約により民公有（国以外の者の所有をいう。以下同じ。）の土地等を賃（転）借することをいう。

(5) 貸付解除 駐留軍の用に供する国有財産の上にある民公有の権利を消滅し、又は制限することをいう。

(6) 使用の廃止等 使用の開始前に使用を廃止し、又は変更することをいう。

(都道府県知事、市町村長等の協力)

第4条 地方防衛局長及び地方防衛支局長（長崎防衛支局長を除く。以下「地方防衛局長等」という。）は、土地等の使用又は貸付解除に関する手続を行うときは、必要に応じて当該土地等の所在地を管轄する都道府県知事、市町村長（都の特別区の存する区域にあっては特別区長、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあっては当該市の区長を含む。以下同じ。）及び当該国有財産を所管する各省各庁の地方支分部局の長の協力を求めるものとする。

第2章 使用の準備

(使用準備のための立入り)

第5条 地方防衛局長等は、使用予定の土地等の測量又は調査のため、他人の占有する土地等に立ち入る必要があるときは、当該土地等の占有者の同意を得なければならない。

2 前項の同意が得られないときは、特措法第14条により適用する土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「収用法」という。）第11条の規定によるものとする。

（障害物の伐除）

第6条 地方防衛局長等は、使用予定の土地等の測量又は調査を行うに当たり、やむを得ず障害となる植物、垣、さく等（以下「障害物」という。）を伐除しようとするとき、又は当該土地に試掘若しくは試すい若しくはこれに伴う障害物の伐除（以下「試掘等」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、別記第1号様式による障害物伐除（試掘等）承認及び立会要請書を送付し、当該土地等の所有者及び占有者の同意を得なければならない。

- 2 前項の同意が得られないときは、収用法第14条第1項の規定によるものとする。

第3章 使用及び貸付解除の手續

第1節 使用する土地等の通知

(使用の通知)

第7条 地方防衛局長等は、駐留軍の用に供するため土地等を使用しようとするときは、遅滞なく、当該土地等の引渡予定月日を定め、別記第2号様式による土地等使用通知書により、所有者及び占有者に当該土地等を使用する旨を通知するとともに、別記第3号様式による土地等使用承諾書により所有者及び占有者の同意を求めなければならない。

- 2 前項の引渡予定月日は、土地等の使用により労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条の規定による解雇予告をする必要があると予想されるときは、30日以前に事業主が従業員に対して解雇予告をすることができるよう定めなければならない。

- 3 地方防衛局長等は、第1項の場合において、所有者

及び占有者の住所若しくはその所在が不明なときは、当該土地等の所在地の時事に関する事項を掲載することを目的とする日刊新聞紙及び地方防衛局長等の定める掲示の方法をもって公告しなければならない。

4 地方防衛局長等は、第1項の規定により土地等の使用につき所有者又は占有者の同意を得たときは、遅滞なく、その他の関係人（過失がなく知ることができない者を除く。）に対して通知するとともに、必要あるときは前項の規定に準じて公告しなければならない。

（使用の廃止等）

第8条 地方防衛局長等は、前条の規定により土地等の使用の通知又は公告をした後、当該土地等の使用の廃止等が決定したときは、その所有者及び関係人に対し、別記第4号様式による土地等使用廃止等通知書によりその旨を通知しなければならない。

第2節 貸付解除の手續

（貸付解除の手續）

第9条 地方防衛局長等は、貸付解除をする必要がある

ときは、第20条に定めるところにより損失に対する補償を行った後、第58条の規定による通報とともに、それらの消滅又は制限について必要な措置を当該国有財産を所管する関係各省庁の地方支分部局の長に依頼するものとする。

第4章 損失の補償

第1節 方針

(個別払の原則)

第10条 損失の補償は、土地等の所有者及び関係人に各人別にしなければならない。ただし、各人別に見積もることが困難であるときは、この限りではない。

(損失補償の方法及び評価の基準)

第11条 損失の補償は、原則として金銭をもってするものとし、賃(転)借料及び補償額の算定は、駐留軍ノ用ニ供スル土地等ノ損失補償等要綱(昭和27年7月4日閣議了解。以下「要綱」という。)及びその関係評価基準(以下「評価基準」という。)に定めるところによる。

第2節 使用による損失の補償

(土地等の賃(転)借料)

第12条 地方防衛局長等は、土地等の使用の対価として、その土地等及び近傍類似の土地等の地代、家賃等を考慮して要綱及び評価基準により算定した賃(転)借料を支払わなければならない。

(残存財産の損失の補償)

第13条 地方防衛局長等は、同一の所有者に属する一団の土地等の一部を使用することによって、残存財産の価格が減じ、その他残存財産に関して損失が生じたときは、所有者又は関係人の請求により、その損失を補償しなければならない。

(残存財産の工事費用の補償)

第14条 地方防衛局長等は、同一の所有者に属する一団の土地等の一部を使用することによって、残存財産に通路、溝、垣、さくその他の工作物の新築、改築、増築若しくは修繕又は盛土若しくは切土をする必要があると認めるときは、所有者又は関係人の請求により、

これに要する費用を補償しなければならない。

(移転料の補償)

第15条 地方防衛局長等は、使用する土地等に使用しない物件があるときは、その物件の移転料を補償してこれを移転させなければならない。この場合において、移転される物件が分割されることになり、その全部を移転しなければ従来利用していた目的に供することが著しく困難となるときは、所有者又は関係人の請求により、この物件の全部の移転料を補償して、当該物件全部を移転させることができる。

(通常受ける損失の補償)

第16条 地方防衛局長等は、前3条の規定による損失の補償のほか、使用することによって所有者又は関係人が通常受ける損失を補償しなければならない。

第3節 測量、使用の廃止等による損失の補償
及び隣接財産の損失の補償

(測量、調査等による損失の補償)

第17条 地方防衛局長等は、第5条第1項又は第6条

第1項の規定による同意を得て、土地等に立ち入って測量し、調査し、障害物を伐除し、又は土地に試掘等を行うことによって損失を生じたときは、当該土地等の所有者又は関係人の請求により、その損失を補償しなければならない。

(使用の廃止等による損失の補償)

第18条 地方防衛局長等は、第7条の規定による使用の通知又は公告をした後、使用の廃止等をしたことによって損失を生じたときは、当該土地等の所有者又は関係人の請求により、その損失を補償しなければならない。

(隣接財産の損失の補償)

第19条 地方防衛局長等は、土地等を使用することにより、当該土地等及び残存財産以外の土地等について、通路、溝、垣、さくその他の工作物の新築、改築、増築若しくは修繕又は盛土若しくは切土をする必要があると認めるときは、その工事を必要とする者の請求により、これに要する費用の全部又は一部を補償しなけ

ればならない。

第4節 貸付解除による損失の補償

(貸付解除による損失の補償)

第20条 地方防衛局長等は、貸付解除により損失が生じたときは、当該国有財産の上に権利を有する者の請求により、その損失を補償しなければならない。

第5節 工事又は移転の代行による補償

(工事の代行による補償)

第21条 地方防衛局長等は、第14条に規定する場合において、土地等の所有者又は関係人が補償金の全部又は一部の支払に代えて防衛省が当該工事を行うことを請求するとき、又は第19条に規定する場合において、工事を必要とする者が工事に用する費用の全部又は一部の補償に代えて防衛省が当該工事を行うことを請求するときは、別記第5号様式による残存財産等の工事代行請求書を提出させるものとする。

2 地方防衛局長等は、前項の規定により残存財産等の工事代行請求書を提出させた場合には、これを調査し、

その請求が相当であると認めるときは、工事の方法、工事の経費その他必要と認める参考事項、意見等を付して防衛大臣に協議しなければならない。

- 3 地方防衛局長等は、前項の協議の結果、防衛大臣の承認を受けたときは、別記第6号様式による残存財産等の工事代行承認書により土地等の所有者若しくは関係人又は工事を必要とする者に、それぞれ通知しなければならない。

(移転の代行による補償)

第22条 地方防衛局長等は、第15条に規定する場合において、土地等の所有者又は関係人が指定期日内に移転困難な理由があつて移転の代行を希望するときは、別記第7号様式による移転の代行請求書を提出させるものとする。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により移転の代行請求書を提出させた場合について準用する。この場合において、同条第3項中「残存財産等の工事代行承認書」とあるのは「移転の代行承認書」と読み

替えるものとする。

(宅地の造成)

第 2 3 条 地方防衛局長等は、第 1 5 条の場合において、土地等の所有者又は関係人が補償金の一部の支払に代えて宅地の造成を希望するときは、別記第 8 号様式による宅地の造成請求書を提出させるものとする。

2 第 2 1 条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定により宅地の造成請求書を提出させた場合について準用する。この場合において、同条第 3 項中「残存財産等の工事代行承認書」とあるのは「宅地の造成承認書」と読み替えるものとする。

第 5 章 調書の作成

第 1 節 土地等調書

(土地等調書)

第 2 4 条 地方防衛局長等は、第 7 条第 1 項の規定により土地等の使用につき所有者又は占有者の同意を得たときは、土地等調書作成日に所有者又は関係人の立会の上、現状を確認し、各所有者又は関係人ごとに、

別記第9号様式による土地等調書及び別記第10号様式による土地明細書、別記第11号様式による建物工作物明細書又は別記第12号様式による動産目録を作成し、これに所有者又は関係人の記名を求めなければならない。

- 2 地方防衛局長等は、前項の場合において、所有者又は関係人が、土地等調書の作成に立ち会うことができないため、やむを得ず代理人に代行させるときは、当該所有者又は関係人の委任状を提出させるものとする。
- 3 地方防衛局長等は、第1項の場合において、所有者又は関係人が立会いを拒否したとき、又は立会いができないときは、別記第13号様式による土地等調書作成立会依頼書により当該土地等の所在地を管轄する市町村長に依頼して市町村の職員の立会いを求めなければならない。
- 4 地方防衛局長等は、前項の規定により市町村の職員の立会いを求めて土地等調書を作成したときは、遅滞なく、立会いをしなかった所有者又は関係人にその謄

本を交付しなければならない。

- 5 地方防衛局長等は、土地等調書の作成に立ち会わなかった所有者又は関係人から土地等調書の記載事項が真実に反している旨の異議の申出があったときは、別記第14号様式による土地等調書記載事項異議申出書を提出させ、その要旨を当該土地等調書に記入しなければならない。

(土地等調書に添付すべき書類)

第25条 土地等調書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 土地にあつては、登記事項証明書及び現場実測図面並びに必要があるときは現場写真
- (2) 建物にあつては、登記事項証明書及び図面(配置図及び平面図並びに必要があるときは立面図、断面図及び現場写真)
- (3) 土地等の所有者又は関係人から委任を受けた者が立ち会うときは、その委任状
- (4) 土地等の所有者と使用者が異なるため、又は

債権者がいるため、損失補償金、賃（転）借料等の受領権者が異なることがあるときは、当該受領権者の氏名及び住所を記載した書類

- (5) 当該土地等に質権又は抵当権が設定してあるときは、債務額、質権又は抵当権の範囲並びに質権者又は抵当権者の氏名及び住所を記載した書類

(土地等調書等作成上の注意事項)

第26条 地方防衛局長等は、土地等調書、建物工作物明細書、土地明細書及び動産目録の作成に当たり、次の各号に掲げる事項について詳細に調査の上、各明細書の備考欄にこれをそれぞれ記入しておくものとする。

- (1) 土地については、形状、使用開始前の用途及び地上物件（立木及び橋、溝その他の工作物）
- (2) 建物、工作物及び設備については、使用開始前の用途、建設年月日、形質及び破損、汚損等の状態
- (3) 動産については、製作年月日（美術品につい

ては製作者)、形質及び破損、汚損等の状態

第2節 賃借料算定調書及び土地等補償調書

(賃借料算定調書)

第27条 賃(転)借料は、賃(転)借する土地等の種類に応じ、次の各号に定める賃借料算定調書等の案を作成の上、算定するものとする。

- (1) 土地(農地及び営業用土地を除く。)については、別記第15号様式による土地(宅地、山林、原野、その他(農地を除く。))賃借料算定調書
- (2) 農地については、別記第16号様式による農地賃借料算定調書及び別記第17号様式による農業所得算出調書
- (3) 建物、工作物及び設備(営業用倉庫及び自家用倉庫を除く。)については、別記第18号様式による建物(工作物)賃借料算定調書
- (4) 動産については、別記第19号様式による動産賃借料算定調書

(5) 営業用倉庫については、別記第20号様式による営業用倉庫賃借料算定調書

(6) 自家用倉庫については、別記第21号様式による自家用倉庫賃借料算定調書

(7) 野積場については、別記第22号様式による野積場賃借料算定調書

(土地等補償調書の作成)

第28条 地方防衛局長等は、土地等の所有者又は関係人が受ける使用及び貸付解除に伴う損失について、補償する必要があると認めたとき、又は所有者若しくは関係人から損失補償の請求があったときは、土地等調書作成後、所有者又は関係人と協議して別記第23号様式による土地等補償調書を作成して、これに損失の内容に応じ、次の各号に定める補償明細書を添付しなければならない。

(1) 要綱第13条第1号の農作物に該当する立毛については、別記第24号様式による農作物補償明細書

- (2) 要綱第13条第2号又は第14条第5号に該当する永年生作物については、別記第25号様式による永年生作物補償明細書
- (3) 要綱第13条第3号に該当する採草地、放牧地における牧草、落葉については、別記第26号様式による牧草、落葉補償明細書
- (4) 要綱第13条第4号に該当する特産物については、別記第27号様式による特産物補償明細書
- (5) 要綱第14条又は第15条に該当する立木竹については、別記第28号様式による立木竹補償明細書
- (6) 要綱第16条又は第17条に該当する建物、工作物又は設備については、別記第29号様式による建物（工作物及び設備）補償明細書
- (7) 要綱第18条に該当する動産については、別記第30号様式による動産移転補償明細書
- (8) 要綱第19条に該当する移転旅費については、

別記第31号様式による移転旅費補償明細書

(9) 要綱第22条又は第23条に該当する休業補償については、別記第32号様式による休業補償明細書

(10) 要綱第24条に該当する休業手当については、別記第33号様式による休業手当補償明細書

(11) 要綱第25条又は第26条に該当する解雇予告手当又は退職手当については、別記第34号様式による解雇予告手当及び退職手当補償明細書

(12) 要綱第27条に該当する仕掛品については、別記第35号様式による仕掛品補償明細書

(13) 要綱第28条に該当する固定経費については、別記第36号様式による固定経費補償明細書

(14) 要綱第21条、第29条、第51条から第54条まで及び第58条第1号に該当する損

失の補償については、それぞれの内容に応じて前各号の補償明細書の様式中類似するものを準用した補償項目及び補償内容を記入する補償明細書

2 前項第14号に掲げる補償明細書には、特に次の各号に掲げる事項を明らかにしておくものとする。

- (1) 要綱第51条に該当する仮住居費については、移転のため通常必要とする仮住居の期間（住宅については3月以内、移舎については必要期間）及び仮住居の地代、家賃等
- (2) 要綱第52条に該当する通路、水路の移転費については、通行不能となった状況、袋路を生じた状況、用排水路の利用不能となった状況並びに通路又は水路の路線の変更又は新設に要する工事の費用及び仕様（工事の明細を表わす図面を添付すること。）
- (3) 要綱第53条に該当する祭祠費については、祭祠費の必要性、その内容及び地方慣行の実例

(土地等補償調書に添付すべき書類)

第29条 貸付解除に伴う損失補償については、当該国有財産の使用収益開始時から最終期までの賃貸借契約書、許可された一時使用認可書等国有財産を適法に使用収益した根拠となる資料及びこれに対応する使用料、貸付料等の領収書又はこれらに準ずるものの写し等を土地等補償調書に添付しなければならない。

(分割物件全部移転補償調書の作成)

第30条 地方防衛局長等は、第15条後段の規定による物件全部の移転料の補償について、当該物件の所有者又は関係人から請求があったときは、別記第37号様式による分割物件全部移転請求書を提出させるものとする。

2 地方防衛局長等は、前項の規定により分割物件全部移転請求書を提出させた場合には、遅滞なく、これを審査し、当該物件全部を移転しなければ従来の利用していた目的に供することが著しく困難であると認めるときは、別記第38号様式による分割物件全部移転補

償調書及び第28条各号に掲げる補償明細書に準じた補償明細書を作成しなければならない。

(残存財産損失補償調書の作成)

第31条 地方防衛局長等は、所有者又は関係人から第13条の規定による残存財産の損失の補償の請求があったとき、又は第14条の規定による工事費用の請求があったときは、別記第39号様式による残存財産の損失補償請求書を提出させるものとする。

2 地方防衛局長等は、前項の規定により残存財産の損失補償請求書を提出させた場合には、遅滞なく、これを審査し、損失の補償及び工事費用の補償をする必要があると認めるときは、別記第40号様式による残存財産補償調書及び第28条各号に掲げる補償明細書に準じた補償明細書を作成しなければならない。

第3節 その他の損失補償調書

(測量(調査)による損失補償調書の作成)

第32条 地方防衛局長等は、第17条の規定による測量、調査等による損失の補償について、土地の所有者

又は関係人から損失補償の請求があったときは、別記第41号様式による測量（調査）による損失補償請求書を提出させるものとする。

- 2 地方防衛局長等は、前項の規定により測量（調査）による損失補償請求書を提出させた場合には、遅滞なく、これを審査し、損失補償をする必要があると認めるときは、別記第42号様式による測量（調査）による損失補償調書及び第28条各号に掲げる補償明細書に準じた補償明細書を作成しなければならない。

（使用の廃止等による損失補償調書の作成）

- 第33条 地方防衛局長等は、第18条の規定による使用の廃止等による損失の補償について、土地等の所有者及び関係人から損失補償の請求があったときは、別記第43号様式による使用の廃止等による損失補償請求書を提出させるものとする。

- 2 地方防衛局長等は、前項の規定により使用の廃止等による損失補償請求書を提出させた場合には、遅滞なく、これを審査し、損失補償をする必要があると認め

たときは、別記第44号様式による使用の廃止等による損失補償調書及び第28条各号に掲げる補償明細書に準じた補償明細書を作成しなければならない。

(隣接財産の損失補償調書の作成)

第34条 地方防衛局長等は、第19条の規定による隣接財産の損失の補償について、工事を必要とする者から工事費用の補償の請求があったときは、別記第45号様式による隣接財産の損失補償請求書を提出させるものとする。

2 地方防衛局長等は、前項の規定により隣接財産の損失補償請求書を提出させた場合には、遅滞なく、これを審査し、別記第46号様式による隣接財産の損失補償調書及び第28条各号に掲げる補償明細書に準じた補償明細書を作成しなければならない。

第6章 賃(転)借料及び損失補償額の決定

(土地等損失補償評価調書の作成)

第35条 地方防衛局長等は、土地等補償調書その他の補償調書、要綱及び評価基準に基づき、別記第47号

様式による土地等損失補償評価調書の案を作成し、損失補償額を算定するものとする。

(損失補償額等の決定)

第36条 地方防衛局長等は、賃借料算定調書の案及び土地等損失補償評価調書の案を作成したときは、必要に応じ防衛施設地方審議会に諮問（地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）の事務に係る諮問は、各地方防衛局長が行う。次項において同じ。）の上、賃（転）借料又は損失補償額を決定するものとする。

2 地方防衛局長等は、前項の規定により諮問した防衛施設地方審議会から地方防衛局長等が作成した内容と異なる答申を受けたときは、関係書類に地方防衛局長等の意見を付して防衛大臣に申請し、承認を受けなければならない。

(協議)

第37条 地方防衛局長等は、特殊異例にわたるもの又は地方協力局長が個別に指定する事案の処理については、防衛大臣に協議しなければならない。

第 7 章 賃（転）貸借契約

第 1 節 通則

（賃（転）貸借契約）

第 38 条 地方防衛局長等は、民公有の土地等を施設及び区域として駐留軍に提供するときは、原則として、所有者又は関係人と賃（転）貸借契約を締結して処理するものとする。

（帰属不明の土地等）

第 39 条 地方防衛局長等は、土地等を駐留軍に提供することが決定された後、調査等を行っても所有権の帰属が不明なとき、又は所有者若しくは関係人の所在が知れないときは、特措法に定めるところによるものとする。

（契約書の様式）

第 40 条 賃（転）貸借契約は、別記第 48 号様式による土地建物等賃貸借契約書又は別記第 49 号様式による土地建物等転貸借契約書（以下「賃（転）貸借契約書」という。）によるものとする。

(改定契約)

第41条 地方防衛局長等は、賃(転)貸人の変更若しくはその住所の変更、賃借料の改定その他契約の内容を変更する必要があると認めるときは、ただちに別記第50号様式による改定契約書により契約の改定を行わなければならない。

2 改定契約書は、原契約書と一体的に保存するとともに、賃(転)貸人にも保存させるように処置しなければならない。

第2節 契約の手続

(契約の手続)

第42条 地方防衛局長等は、賃(転)貸借契約を締結しようとするときは、必要事項を記入し、記名押印した賃(転)貸借契約書の案2部を別記第51号様式による契約締結依頼書をもって所有者又は関係人に送付し、その記名押印を求め、その1部を徴さなければならない。

2 地方防衛局長等は、賃(転)貸借契約書第4条及び

第11条から第14条までの補償について損失補償額を決定したときは、別記第52号様式による損失補償額決定通知書により所有者又は関係人に通知し、別記第53号様式による損失補償額同意書を徴するものとする。

- 3 前項の損失補償額同意書は、原則として賃（転）貸借契約書の案の送付と同時に送付し、賃（転）貸借契約書を徴するとき、同時に徴するものとする。

（異議のある場合の処置）

第43条 地方防衛局長等は、契約の相手方が賃（転）借料に異議があつて契約締結に応じない場合又は損失補償額の決定額に同意しない場合で、当該金額が地方防衛局長等限りで決定されたものであるときは、関係書類に相手方の希望条件及び地方防衛局長等の意見を付して地方協力局長に協議しなければならない。

- 2 地方防衛局長等は、当該金額が第36条第2項の規定による承認又は前項の規定による協議の結果決定されたものであるときは、契約の相手方に別記第54号

様式による賃借料（補償額）再審査要求書を提出させるものとする。

- 3 地方防衛局長等は、前項の規定により賃借料（補償額）再審査要求書を提出させたときは、改めて書類審査又は実地調査をし、賃（転）借料又は損失補償額に修正の必要を認めるときは、修正賃借料算定調書の案又は修正土地等損失補償評価調書の案に賃借料（補償額）再審査要求書、土地等調書等関係書類の写しを添え、地方防衛局長等の意見を付して防衛大臣に協議しなければならない。
- 4 防衛大臣は、前項の規定による協議を受けたときは、その内容を審査し改めて賃（転）借料又は損失補償額を決定し、地方防衛局長等に通知する。
- 5 地方防衛局長等は、前項の通知を受けたときは、再審査の要求をした者に通知した後、前条に準じて処理しなければならない。

（契約書の作成部数）

第44条 地方防衛局長等は、賃（転）貸借契約書4部

(原本 2 部、謄本 2 部) を作成し、原本は、担当課及び賃(転)貸人がそれぞれ 1 部を保有し、謄本 2 部は、支出官に送付しなければならない。

- 2 前項の規定は、改定契約書及び第 5 7 条第 1 項に規定する損失補償契約書について準用する。

(動産契約の特例)

第 4 5 条 地方防衛局長等は、前金払をすることができない動産について賃(転)貸借契約を締結しようとするときは、賃(転)貸借契約書中第 6 条第 2 項ただし書、同条第 4 項及び第 7 条第 3 項を削除しなければならない。

- 2 地方防衛局長等は、賃(転)貸借契約を締結しようとする土地等の中に前金払をすることができない動産があるときは、当該動産以外の土地等と別に賃(転)貸借契約を締結しなければならない。

(記載要領)

第 4 6 条 地方防衛局長等は、賃(転)貸借契約書の各葉に割印をするものとし、同契約書中に削除すべき箇

所があるときは、削除、押印しなければならない。

(契約書追加条項)

第47条 地方防衛局長等は、賃(転)貸借契約書に記載された条項のほか、特に追加を要する契約条項があると認めるときは、その案を作成し、理由を付して防衛大臣に協議しなければならない。

(権利の存続)

第48条 地方防衛局長等は、使用しようとする土地等にある使用収益権について、これを制限又は消滅する必要がないときは、別記第55号様式による土地等の上にある権利存続申請書を提出させ、別記第56号様式による土地等の上にある権利存続同意書を交付しなければならない。

(承諾書)

第49条 地方防衛局長等は、使用しようとする土地等にある契約の相手方以外の権利者の権利を制限又は消滅する必要があるときは、契約の相手方をして当該権利者から別記第57号様式による承諾書、別記第58

号様式による所有者承諾書又は別記第59号様式による権利者承諾書を徴させ、これを賃（転）貸借契約書に添付しておかなければならない。

2 前項の承諾書は、賃（転）貸借契約書の案と同時に送付し、記名を求めた上で徴するものとする。

（賃借料等の支払のための措置）

第50条 地方防衛局長等は、賃借料支払のため、支出負担行為書（賃（転）貸借契約書及び賃借料算定調書を含む。）に別記第60号様式による財産使用確認書（前金払のときは、別記第61号様式による財産使用見込書）を添付して支出官に送付しなければならない。

2 地方防衛局長等は、土地等の損失補償金の支払のため支出負担行為書（損失補償額決定通知書及び損失補償額評価調書を含む。）に所有者又は関係人の同意書を添付して支出官に送付しなければならない。

（土地等の受領）

第51条 地方防衛局長等は、賃（転）貸借契約を締結したときは、所定の引渡期日に賃（転）貸人をして当

該土地等を明け渡させ、現状確認の上、これを受領した後、別に定めるところにより駐留軍に引き渡さなければならない。

- 2 地方防衛局長等は、賃（転）貸人が、所定の引渡期日に土地等を引き渡すことができない場合には、別記第62号様式による財産引渡期日延期申請書を提出させた上、その理由を調査し、事情やむを得ないと認めるときは、引渡期日を延期するものとし、その旨を別記第63号様式による財産引渡期日延期申請承認書により賃（転）貸人に通知するものとする。

（改定契約の手続）

第52条 第42条第1項の規定は、改定契約を締結しようとする場合について準用する。この場合において、同項中「賃（転）貸借契約書」とあるのは「改定契約書」と、「別記第51号様式による契約締結依頼書」とあるのは「別記第64号様式による改定契約依頼書」とそれぞれ読み替えるものとする。

（形質変更）

第53条 地方防衛局長等は、土地等の賃（転）貸借期間中に、駐留軍がその全部又は一部を除却し、増築し、改築し、その他形質変更し、又は立木等を伐除するときは、あらかじめ所有者又は関係人に別記第65号様式による土地建物等形質変更通知書により通知し、別記第66号様式による土地建物等形質変更通知受領書を徴さなければならない。

（権利の変動等）

第54条 地方防衛局長等は、その承認を得て所有者が賃貸物件を第三者に譲渡したときは、賃（転）貸人をして譲受人の別記第67号様式による賃（転）貸借契約承継に関する同意書を取り付けさせて、これを徴さなければならない。

2 地方防衛局長等は、賃（転）貸人が住所を変更したときは、直ちにその旨を賃（転）貸人に届け出させるものとする。

（契約の更新）

第55条 地方防衛局長等は、賃（転）貸借契約書第5

条第1項の規定により賃（転）貸借契約を更新する必要が生じたときは、別に地方協力局長の定めるところにより賃（転）貸人に対し、別記第68号様式による賃（転）貸借契約期間更新依頼書を送付し、別記第69号様式による契約更新承諾書によりその了承を得なければならない。

（賃（転）貸借契約の終了）

第56条 地方防衛局長等は、返還財産の処理に関する規定に定める所有者又は関係人に対する土地等の指定引渡期日の満了をもって賃（転）貸借契約を解約するものとする。ただし、指定引渡期日前に引渡しを完了したときは、賃（転）貸人と協議の上、その引渡日の満了をもって契約を解約するものとする。

第3節 損失補償契約

（損失補償契約）

第57条 地方防衛局長等は、貸付解除に伴う損失の補償、使用の廃止等による損失の補償、測量、調査等による損失の補償、隣接財産の損失の補償等賃（転）貸

借契約に基づくもの以外の損失の補償をするときは、別記第70号様式による土地等損失補償契約書により損失補償契約を締結しなければならない。

- 2 第42条第1項及び第43条の規定は、前項の土地等損失補償契約を締結しようとする場合について準用する。この場合において、第42条第1項中「賃（転）貸借契約書」とあるのは「損失補償契約書」と、「別記第51号様式による契約締結依頼書」とあるのは「別記第71号様式による損失補償契約締結依頼書」と、第43条第1項中「賃（転）借料」とあるのは「損失補償額」とそれぞれ読み替えるものとする。

（貸付解除に伴う損失補償の通報）

第58条 地方防衛局長等は、国有財産の上に権利を有する者に貸付解除に伴う損失の補償をしたときは、当該財産を所管する各省庁の地方支分部局を通じ各省庁の長に対し、損失補償契約書の謄本を添え、補償を行った旨を通報しなければならない。

第8章 雑則

(委任規定)

第59条 この訓令の実施に関し必要な事項は、地方協力局長が定める。

附 則

この訓令は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日省訓第36号）

- 1 この訓令は、行政不服審査法の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。
- 2 行政庁の処分又は不作為についての不服申立てであって、この訓令の施行前にされた行政庁の処分又はこの訓令の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（令和元年5月31日省訓第5号）

- 1 この訓令は、令和元年5月31日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の様式を使用するに当たっては、必要に応じ、各様式中「令和」とあるのは「平成」とする修正を加えたものを使用することができる。

附 則（令和2年3月27日省訓第15号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月28日省訓第67号）

（抄）

（施行期日）

1 この訓令は、令和2年12月28日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）・（2）（略）

（経過措置）

2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この訓令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる

別記第1号様式（第6条関係）

発 番 号
年 月 日

所有者又は占有者 殿

防衛局長
防衛支局長

障害物伐除（試掘等）承認及び立会要請書

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定により駐留軍の用に供する準備のため、貴殿所有（占有）の土地等にある障害物を下記により伐除したいので、その承認及び立会いをお願いします。

記

- 1 伐除（試掘等）及び立会いの日時
- 2 障害物の所在する地点（試掘等を行う地点）
- 3 障害物（試掘等に必要土地）の種類及び数量
- 4 伐除（試掘等）に従事する職員の官職氏名

注： 用途により不要の文字を消すこと。

令和 年 月 日
発 番 号

殿

防衛局長
防衛支局長

土地等使用通知書

今般、貴殿の土地等が日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定により、アメリカ合衆国の用に供されることになったので、下記による土地等の使用について承諾願いたく通知します。

なお、当該土地が使用されることにより生ずる損失については、駐留軍ノ用ニ供スル土地等ノ損失補償等要綱（昭和27年7月4日閣議了解）により貴殿に補償します。

おって、本件承諾の上は同封の土地等使用承諾書に記名の上当局あて回答されるとともに土地等調書作成の日には立会いをお願いします。

記

- 1 使用予定の土地等の所在地
- 2 使用予定の土地等の種類及び範囲
- 3 使用開始（引渡）予定年月日
令和 年 月 日
- 4 使用の条件その他の記事
- 5 土地等調書作成予定年月日
令和 年 月 日
- 6 土地等調書作成のための立会場所
- 7 土地等調書を作成する職員の官職氏名
- 8 その他参考となる事項

別記第3号様式（第7条関係）

令和 年 月 日

殿

所有者（占有者）

住 所

氏 名

土 地 等 使 用 承 諾 書

令和 年 月 日 発 番 号をもって申越しの件については、異議なく、同意する。

おって、土地等調書作成の日には 　　　　　　　　　 が立会いをする。

なお、私の所有に係る土地等の上にある権利及び権利者は、下記のとおりである。

記

権利の種類

権利者の住所氏名

別記第4号様式（第8条関係）

発 番 号
年 月 日

所有者又は関係人 殿

防衛局長
防衛支局長

土地等使用廃止等通知書

令和 年 月 日 発 番 号をもって、アメリカ合衆国の軍隊の用に供するため使用の通知をした貴殿の に属する土地等は、都合により、下記のとおり使用を廃止（変更）されることに決定したので通知します。

なお、使用の廃止等により損失を受けた場合には、別添使用廃止等による損失補償請求書により損失補償の請求をして下さい。

記

- 1 使用予定の土地等の所在地
- 2 使用予定の土地等の種類及び範囲
- 3 使用を廃止（変更）された土地等の種類及び範囲
- 4 その他参考となる事項

添付書類： 使用廃止等による損失補償請求書

年 月 日

防衛局長 殿
防衛支局長

請求者住所
氏名

残存財産等の工事代行請求書

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国の軍隊の地位に関する協定の規定によりアメリカ合衆国の軍隊の用に供するため、賃貸した私所有の土地等の残存財産の補償金の全部（又は一部）の支払に代えて、下記により当該工事の代行を請求する。

記

使用年月日					
一団の土地等の表示	所在地				
	区分	貸借土地等		工事を必要とする残存（隣接）財産	
		数量	形状等仕様の概要	数量	形状等仕様の概要
	種類				
	土地				
建物					
工事代行を請求する理由					
当該工事態様					
補償金額又は見積金額					
工事に充てる金額					
その他参考となる事項					

注： 隣接財産の工事代行については、「賃貸した私所有の土地等の残存財産」を「国が賃借した土地等の隣接財産」と書き換えること。

別記第6号様式（第21条関係）

令和 年 月 日
発 番 号

請 求 者 殿

防衛局長
防衛支局長

残存財産等の工事代行
移 転 の 代 行承認書
宅 地 の 造 成

令和 年 月 日請求の
残存財産の工事代行
隣接財産の工事代行
移 転 の 代 行については、これを承認する。
宅地の造成の代行

注： 用途により不要の文字を消すこと。

年 月 日

防衛局長 殿
防衛支局長

請求者住所
氏名

移 転 の 代 行 請 求 書

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の規定によりアメリカ合衆国の軍隊の用に供するため賃借される私の 〇〇〇〇〇〇に属する土地等にある物件は、下記によりその移転補償金の支払に代えて移転の代行を請求する。

記

使用通知年月日				明 渡	
				年 月 日	
使用される土地等の表示	所在地				
	区分 種類	数量	仕様の概要その他現場説明	備考	
移転物件	区分 種類	数量	仕様の概要その他現場説明	備考	
移転の代行を請求する理由					
その他参考となる理由					

年 月 日

防衛局長
防衛支局長 殿

請求者住所
氏名

宅地の造成請求書

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の規定によりアメリカ合衆国の軍隊の用に供するため賃借される土地等の補償金の一部の支払に代えて下記により宅地の造成を請求する。

記

使用通知年月日		明渡年月日	
使用される土地等の表示	所在地		
	用途及び数量		
	形状の大要		
移転建物	種類		
	数量（建築面積・延べ面積）		
	形状（構造等）		
移転先	地番		
	地目及び現状		
	地積		
宅地造成の必要な理由			
補償金額又は見積額			
宅地造成に充てる金額			
その他参考となる事項			

発 番 号
年 月 日

土 地 等 調 書

防衛局長
防衛支局長 は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定によりアメリカ合衆国の軍隊の用に供する土地等をその所有者（関係人）と協議し、その土地等が別紙明細書のとおり使用されることを双方が確認したので、これを証するためこの調書を作成し、各自所持する。

令和 年 月 日

防衛局長
防衛支局長

所有者又は関係人

住 所
氏 名

調書作成担当者
所属官職
氏 名

立 会 人
住 所
氏 名

別記第10号様式（第24条関係）

土 地 明 細 書

F A C No.

所 在 地

所 有 者 住 所
氏 名

面積（公簿面積。た
だし、一部使用のあ
るものはその実測面
積を含む。）

権 利 者 住 所
氏 名

権利の種類及び内容

登 記 の 有 無

登 記 者 及 び 続 柄

登 記 年 月 日

登 記 番 号

（図面添付）

地 番	地 目	面 積	国有民公有の別	備 考

別記第 1 1 号様式 (第 2 4 条関係)

建 物 工 作 物 明 細 書

F A C No.

所 在 地

延 べ 面 積

敷地所有者 住 所
氏 名

地 番 及 び 地 目

敷 地 面 積

権 利 者 住 所
氏 名

権利の種類及び内容

登 記 の 有 無

登 記 者 及 び 続 柄

登 記 年 月 日

登 記 番 号

(図面添付)

区 分	建造物名及び 構 造 階 数	延べ面積又 は建築面積	国 有 民 公 有 の 別	備 考

別記第12号様式（第24条関係）

動 産 目 録

区 分	品 名 規 格	数 量	単 位	国 有 民 公 有 の 別	備 考

別記第13号様式（第24条関係）

発 番 号
年 月 日

市町村長 殿

防衛局長
防衛支局長

土地等調書作成立会依頼書

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定によりアメリカ合衆国の軍隊の用に供する 所在の土地等につきその調書作成に所有者（関係人）が立ち会わないので（立ち会うことができないので）貴市（区町村）の職員を下記によりこれが立会いのため派遣方お願いします。

記

- 1 使用決定通知日
- 2 使用決定土地等の所在地
- 3 使用決定土地等の種類及び数量
- 4 立会いの場所
- 5 立会いの年月日
- 6 当局立会職員の官職氏名
- 7 その他参考となる事項

別記第14号様式（第24条関係）

年 月 日

防衛局長
防衛支局長 殿

異議申出者 住 所
氏 名

土地等調書記載事項異議申出書

令和 年 月 日 発 番 号をもって送付を受けた土地等調書中下
記1のとおり異議があるので申し出る。

記

- 1 異議の内容
- 2 土地等調書記載の使用土地等の表示

別記第15号様式（第27条関係）

整理番号		土地（宅地、山林、原野、その他（農地を除く。））賃借料算定調書						防衛局 防衛支局	
所在 契約者		FAC No.		施設 名称		算定年月日 使用年月日			
地番	地目	① 面積 m ²	② 推定取引価格 円	③ 乗率	④ ② × ③ 円	⑤ 税額 円	⑥ ④ + ⑤ 円	⑦ 使用面積 m ²	⑧ ⑥ × $\frac{⑦}{①}$ 円
計									
⑨ 賃借料（年間）						円		月額	
⑩ 賃借料決定額（年間）			⑨ + 補正額 =		円		月額		

別記第16号様式（第27条関係）

整理番号		農地賃借料算定調書				防衛局	
						防衛支局	
所在		FAC No.		算定年月日		令和 年 月 日	
契約者		施設名称		使用年月日		令和 年 月 日	
地番	地目	① 面積	② 農地平方メートル 当たり単価	③ ① × ②	備考		
④ 賃借料（年間）		円		月額			
⑤ 賃借料決定額（年間）		円		月額			

注： 農地平方メートル当たり算出方法： $10\text{アール当たり}4\text{年間平均農業所得額（指数換算）} \times \frac{80}{100} \div 1,000$

別記第18号様式（第27条関係）

整理番号		建 物（工 作 物） 賃 借 料 算 定 調 書						防 衛 局 防 衛 支 局					
所 在 者		F A C No.		施 設 名 称		算定年月日		使用年月日					
1 地代相当額	地 番	地 目	① 面 積	② 登 録 価 格	③ 乗 率	④ ②×③	⑤ 税 額	⑥ ④+⑤	⑦ 使 用 面 積	⑧ $⑥ \times \frac{⑦}{①}$			
				円		円	円	円	m ²				
2 純家賃	種 別	建 築 年 度	構 造	⑨ 延べ面積	⑩ 登 録 価 格	⑪ 乗 率	⑫ ⑩×⑪	⑬ 税 額	⑭ 平方メートル 当たり減 価償却費	⑮ 減価償却費 ⑭×⑨			
					円		円	円					
	火 災 保 険 料					⑯ 決 定 料 率	⑰ 火災保険料 ⑩ × ⑯	⑱ ⑫+⑬+⑮+⑰	⑲ 使 用 面 積	⑳ $⑱ \times \frac{⑲}{⑨}$			
	基本料率	割増料率	割引料率	特別料率									
適用	料率	種目	料率	種目	料率	種目	料率						
								m ²					
3 賃 借 料（年額）		⑳		⑧+⑳=		円 銭（月額）		㉑		㉑÷12=		円 銭	
4 賃借料決定額（年額）		㉒		㉑+補正額 =		円（月額）		㉓		円		備考	

別記第19号様式（第27条関係）

動 産 賃 借 料 算 定 調 書

F A C No.		施 設 名 称		防 衛 局 防 衛 支 局													
動産所在建物名		評価時期		令和 年 月 日			調書作成時期			令和 年 月 日							
契 約 者		使用時期		令和 年 月 日			火災保険料率			1,000円につき 円 銭							
目 録 記 号	品 名	数 量	寸法、規格、品質等	取 得 年月日	推 定 単 価	将 来 耐 用 年 数	推 定 経 過 (k)	減価式		時 価		乗 率	1 月 借 上 料				備 考
								減価数 (N)	1 - NK	単価	金額		単価 × 乗率	火災保険料	計	合計	
					円					円	円		円	円	円	円	

別記第20号様式（第27条関係）

営業用倉庫賃借料算定調書

整理番号								防衛局	
								防衛支局	
所在		FAC No.		施設名称		算定年月日			
契約者						使用年月日			
土地	地番	地目	面積	建物	構造	建築年度	延べ面積	許可又は営業開始届出年月日	
賃借料	月			額			年		
	① 補正率	② 平方メートル当たり月額		③ 月額賃料 ②×延べ面積		③ × 12 (又は使用料)			
			円			円			円

別記第21号様式（第27条関係）

自家用倉庫賃借料算定調書

整理番号								防衛局		
								防衛支局		
所在				FAC No.			施設名		算定年月日	
契約者								使用年月日		
1 地相当額	地番	地目	① 面積	② 登録価格	③ 乗率	④ $② \times ③$	⑤ 税額	⑥ $④ + ⑤$	⑦ 使用面積	⑧ $⑥ \times \frac{⑦}{①}$
2 純 家 賃	構造	建築年度	⑩ 延べ面積	⑪ 税額	⑫ 平方メートル当たり減価償却費	⑬ 減価償却費 $⑫ \times ⑩$	⑭ 登録価格	⑮ 火災保険料率	⑯ 火災保険料 $④ \times ⑮$	
			m ²	円	円	円	円		円	
	⑰ 平方メートル当たり単価	⑱ 補正率	⑲ $⑰ \times ⑱$	⑳ $⑪ + ⑬ + ⑯ + ⑲$	㉑ 使用面積	㉒ $⑳ \times \frac{㉑}{⑩}$			円	
			円	円	m ²	計 ㉓		円		
3 賃借料（年額）		㉔ $⑨ + ㉓ =$						円		
4 賃借料決定額（年額）		円（月額）				㉔ + 補正額 =		円		

別記第22号様式（第27条関係）

野 積 場 賃 借 料 算 定 調 書

整理番号							防衛局	
所在			F A C		施設		算 定	
契約者			No.		名 称		年 月 日	
							使 用	
							年 月 日	
地 番	地 目	地区別等級別	① 面 積	② 平方メートル 当たり賃借料	③ 賃 借 料 ①×②	④ 税 額	⑤ ③ + ④	
			m ²	円	円	円	円	
⑥ 賃 借 料 (年額、月額)								

注： 地区別等級別、面積及び平方メートル当たり賃借料の各欄は当該地区国土交通省地方運輸局又は港湾管理者の認定したものを記入すること。

土 地 等 補 償 調 書

防衛局長
防衛支局長

は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協

力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定により、アメリカ合衆国の軍隊の用に供する 所在の土地等の所有者（関係人） と協議し、前に作成した土地等調書に基づき、下記のとおり土地等補償調書を作成し、各自所持する。

令和 年 月 日

防衛局長
防衛支局長
氏 名

補償を受ける所有者（権利者）の住所氏名
調書作成担当者官職氏名

記

- 1 土地等のFAC No.
- 2 土地等の所在地
- 3 土地等所有者の住所氏名
- 4 使用の条件その他補償に関する参考事項
- 5 使用予定財産及び補償の対象となる財産の概況
- 6 添付する補償明細書名

土 地	用 途		地 目	状 況	地 番	公 簿 面 積	実 測 面 積
建作 物物 及 び 工	区 分		名 称	用 途	構 造	棟 数	延べ面積
	存 続	建 物					
		工作物					
	除 去	建 物					
		工作物					
計							
動 産	区 分		名 称	点 数	容 積	重 量	備 考
	残 地						
	移 転						
計							
備考							

別記第24号様式（第28条関係）

農作物補償明細書

（要綱適用条項第13条）

所有者	耕作者	地目	地番	地積	耕地の種類	作物種類	作付状況	使用時 育成状況	播種 時期	収穫 時期	使用時収 穫の有無 の状況	備考

注：備考欄には、耕作者と所有者が異なる場合は耕作する権限の根拠、その他立毛の状態を表す事項等を記入すること。

別記第28号様式（第28条関係）

立 木 竹 補 償 明 細 書

（要綱適用条項第14条、第15条）
（図面添付）

土地の所有者	立木竹の所有者	地目	地番	地積	樹種	樹齢	植付本数 又は 植付面積	損失本数 又は 損失面積	使用時の状況	使用の条件	使用時における発生材取得の有無割合	運搬方法	備考

注： 備考欄には、用材林にあつては樹高、胸高、直径等の平均値、薪炭林にあつては1ヘクタール当たり平均材積、森林立木にあつては対象林分の面積等参考となる事項を記入すること。

別記第29号様式（第28条関係）

建物（工作物及び設備）補償明細書

（要綱適用条項第16条、第17条）

移転、移築又は除却の別及びその方法								
建物（工作物、設備）の名称		所在地			所有者氏名		固定資産課税台帳価格	
竣工年月日		経過年数		耐用年数		固定資産課税台帳価格		
大改造の有無及び年月日		構造			建築面積及び延べ面積			
名称	構造	寸法	単位	数量	移転若しくは移築又は除却の別		備考	

注： 移転の場合には、移転先の整地、再建の仕様、移転先、移転の難易等を備考欄に記入すること。

別記第30号様式（第28条関係）

動 産 移 転 補 償 明 細 書

（要綱適用条項第18条）

使用土地等所有者又は 関係人住所氏名 使用土地等所在地								
品 名	数 量	容 積	重 量	移 転 先	移転先まで の 距 離	移転方法	備 考	

注： 移転期日が切迫し、又は付近に適切な移転先がないこと等の理由により、移転費が高額を要すると認められるときは、その理由を備考欄に記入すること。

別記第32号様式（第28条関係）

休業補償明細書

補償を受ける者の氏名

（要綱適用条項第22条、第23条）

使用される事業所名	事業年度	所得税	所得額の算出の基礎	使用の属する年度 に修正した額	備考
	年度（年月日から年月日まで）				

注：1 事業年度欄は、使用時の属する年度及びその直前3年間について記入すること。
 2 所得額は、原則として納税の基礎となったものを記入すること。

別記第33号様式（第28条関係）

休業手当補償明細書

（要綱適用条項第24条）

補償を受ける者の住所氏名						
使用通知書を発送した年月日				明渡年月日		
休業する者の氏名	職種	労基法上より見た休業手当支給の該否	休業年月日	平均賃金	休業期間	備考

注： 平均賃金の計算内訳書を添付すること。

別記第36号様式（第28条関係）

固定経費補償明細書

（要綱適用条項第28条）

補償を受ける者の住所氏名									
休業期間			使用通知 令和 年 月 日			明 渡 令和 年 月 日			
補償項目	内 訳	1 年 支 払 額	1 年 平 均 額	備 考	補償項目	内 訳	1 年 支 払 額	1 年 平 均 額	備 考

- 注：1 補償項目欄には、公租公課、光熱及び水道の基本料金等の別を記入すること。
 2 内容欄には、市民税、区民税、電気、ガス、水道等の別を記入すること。

年 月 日

防衛局長
防衛支局長 殿

請求者 住 所
氏 名

分割物件全部移転請求書

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の規定により、アメリカ合衆国の軍隊の用に供する目的で使用せられる土地等に所在する私所有の物件は、従来使用していた目的に供することが著しく困難となるので、下記のとおりその全部の移転費の補償を請求する。

記

区 分	移転請求物件の全部の表示		全部の移転を請求する理由
	使用する土地等の上にある物件	使用により分割される物件	
所在地 種類 数量 形状			
移転料の見積額及びその内容			
その他参考となる事項			

別記第38号様式（第30条関係）

発 番 号
年 月 日

防衛局長 分割物件全部移転補償調書
防衛支局長 が、補償を受けようとする所有者（権利者）

の請求により、これと協議の上、下記のとおり分割物件全部移転補償書を作成し、各自所持する。

令和 年 月 日

防衛局長
防衛支局長 氏名

補償を受ける所有者（権利者）の住所

氏名

調書作成担当者官職氏名

記

使用土地等所在地	使用通知年月日	移 転 先	全部移転の理由
分割されるために移転する物件の表示： 別紙のとおり			

年 月 日

防衛局長
防衛支局長 殿

請求者の住所
氏名

残存財産の損失補償請求書

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定により、土地等がアメリカ合衆国軍隊の用に供されるため、当該使用土地等以外の私有地の 〃〃〃〃〃〃に属する土地等に下記のとおり工事をなす必要があるため補償を請求する。

記

- 1 使用する土地等の表示
- 2 価格を減じた事実及びその状況
- 3 損失を受けた事実及びその状況
- 4 工事を必要とする土地等の所在及び範囲
- 5 工事の種類及び内容
- 6 損失補償の見積り及びその内容
- 7 工事の費用の見積り及びその内訳
- 8 その他参考となる事項

発 番 号
年 月 日

残 存 財 産 補 償 調 書

防衛局長
防衛支局長
は、下記残存財産の所有者
の
請求により、これと協議の上、下記のとおり残存財産補償調書を作成し、各自所持する。

令和 年 月 日

防衛局長

防衛支局長

補償を受ける所有者（権利者）の住所

氏名

調書作成担当者官職氏名

記

- 1 使用通知年月日
- 2 使用開始年月日
- 3 使用する土地等の表示
- 4 価格を減じた土地等の表示 別紙のとおり
- 5 価格を減じた事実及びその状況
- 6 損失を受けた土地等の表示 別紙のとおり
- 7 損失を受けた事実及びその状況
- 8 工事を必要とする土地等の表示 別紙のとおり
- 9 工事を必要とする理由
- 10 工事の種類及び内容 別紙のとおり
- 11 その他参考となる事項

別記第41号様式（第32条関係）

年 月 日

防衛局長
防衛支局長 殿

請求者の住所
氏名

測量（調査）による損失補償請求書

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の規定により、土地等をアメリカ合衆国の軍隊の用に供するため、土地等の使用の準備としてした測量（調査）により、私所有の に属する土地等に損失を受けたので、下記により損失補償を請求する。

記

- 1 土地等の所在及び種類
- 2 測量（調査）を実施した期日
- 3 損失の内容
- 4 損失補償額の見積り及びその内容
- 5 その他参考となる事項

別記第42号様式（第32条関係）

発 番 号
年 月 日

年 月 日

測量（調査）による損失補償調書

防衛局長
防衛支局長

は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定により、アメリカ合衆国の軍隊の用に供する所在の土地等の所有者（関係人）の請求により、これと協議の上、下記のとおり測量（調査）による損失補償調書を作成し、各自所持する。

令和 年 月 日

防衛局長
氏名
防衛支局長

補償を受ける所有者（権利者）の住所
氏名

調書作成担当者官職氏名

記

- 1 使用通知年月日
- 2 使用土地等の表示
- 3 測量又は調査年月日
- 4 損害発生の原因と理由
- 5 損失補償の明細 別紙のとおり
- 6 その他参考となる事項

年 月 日

防衛局長 殿
防衛支局長

請求者の住所
氏名

使用の廃止等による損失補償請求書

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の規定により、土地等をアメリカ合衆国の軍隊の用に供するため、使用通知のあった私所有の土地等に属する土地等が、その使用前に使用を廃止（変更）され損失を受けたので、下記により損失補償を請求する。

記

使用 土地 廃止 土地 等	所在地		数量	公告又は通知前の 状況	損失を受ける事実 及びその状況
	区分				
	種類				
	土地				
	工作物				
損失 補償 見積 額	総額		損失額	損失額の 内訳	
	区分				
	種類				
	土地				
見積 額	工作物				
	建物				
	動産				
その他参考となる事項					

発 番 号
年 月 日

使用の廃止等による損失補償調書

防衛局長
防衛支局長

は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定により、アメリカ合衆国の軍隊の用に供する 所在の土地等の所有者（関係人）の請求により、これと協議の上、下記のとおり使用の廃止等による損失補償調書を作成し、各自所持する。

令和 年 月 日

防衛局長
防衛支局長

補償を受ける所有者（権利者）の住所
氏名

調書作成担当者官職氏名

記

- 1 使用通知年月日
- 2 廃止（変更）通知年月日
- 3 使用廃止等土地等の表示
- 4 使用通知前の状況
- 5 損失を受けた事実及びその状況
- 6 損失の明細 別紙のとおり
- 7 その他参考となる事項

年 月 日

防衛局長
防衛支局長 殿

請求者の住所
氏名

隣接財産の損失補償請求書

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定により、土地等がアメリカ合衆国の軍隊の用に供されるため、当該使用土地等以外の私所有の土地等に属する土地等に下記のとおり工事をする必要があるため補償を請求する。

記

- 1 使用する土地等の表示
- 2 工事を必要とする隣接財産の表示
- 3 工事の種類及び内容
- 4 工事費用の見積り及びその内訳
- 5 その他参考となる事項

隣接財産の損失補償調書

防衛局長
防衛支局長

は、下記隣接財産の所有者
の請求により、これと協議の上、下記のとおり隣接財産の損失補償調書を作成し、各自所持する。

令和 年 月 日

防衛局長
防衛支局長

補償を受ける所有者（権利者）の住所
氏名

調書作成担当者官職氏名

記

- 1 使用通知年月日
- 2 使用開始年月日
- 3 使用する土地等の表示
- 4 工事を必要とする土地等の表示 別紙のとおり
- 5 工事を必要とする理由
- 6 工事の種類及び内容 別紙のとおり
- 7 その他参考となる事項

別記第47号様式（第35条関係）

土地等損失補償評価調書

- 1 施設名
- 2 補償内容

所有者	所在地	番地	対象物件	数量	補償額	備考

収 入 印 紙

F A C No.	
契 約 番 号	

土 地 建 物 等 賃 貸 借 契 約 書

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定を実施するために、日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊（以下「駐留軍」という。）の用に供する目的をもって、賃貸人を甲とし、賃借人国を乙とし、甲乙間において、下記条項のとおり土地建物等の賃貸借契約を締結する。

（賃貸物件）

第1条 賃貸物件は、下記のとおりとする。

1 土地（第2号建物の敷地を除く。）

次のとおり表示する。

所 在 地

所有者住所氏名

地番、地目

面 積

登記の有無、登記年月日及び登記番号

2 建物、工作物（附帯設備を含む。）及び敷地

次のとおり表示する。

所 在 地

構造、階数

床 面 積

敷地所有者住所氏名

地番、地目

敷地面積

登記の有無、登記年月日及び登記番号

3 設備又は備品（前号附帯設備を除く。）

別紙のとおり表示する。

（賃貸物件にある権利の制限）

第2条 甲は、本契約期間中第1条の物件にある次の権利について、行使又は変更につき駐留軍の使用を妨げないようにする。

権利者住所氏名

権利の種類

権利の内容

（賃貸物件にある権利の消滅）

第3条 甲は、第1条の物件にある次の権利を本契約締結の日に消滅させる。

権利者の住所氏名
権利の種類
権利の内容

(権利の行使制限又は消滅に伴う損失補償)

第4条 第2条により権利の行使に制限を加えた場合及び同条の権利の全部又は一部が本契約期間中乙の責めに帰すべき理由により消滅したとき、並びに前条により甲が権利を消滅させたときは、それによって当該権利者の被る損失並びに甲の受けることあるべき損失について乙より甲に補償金を支払う。

甲は、当該権利者に支払うべき補償金を受領したときは、遅滞なく、当該権利者に支払う。

(契約期間)

第5条 本契約期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

ただし、乙において必要あるときは、甲乙協議の上、本契約を更新することができる。

本契約期間中、駐留軍が使用しなくなった場合は、乙は、いつでも解約の申入れをすることができる。この場合において、本賃貸借契約は、解約申入れ後30日を経過した時終了する。ただし、甲乙協議の上この期間を短縮することができる。

(賃貸料)

第6条 賃貸物件の賃貸料は、次のとおりとする。ただし、賃貸物件の異動又は賃貸物件に対する公租公課の変動等やむを得ない事情があると認められるときは、甲乙協議の上これを変更することができる。

第1条第1号の土地

月額金	円	年額金	円
-----	---	-----	---

第1条第2号の建物工作物及び敷地

月額金	円	年額金	円
-----	---	-----	---

(消費税及び地方消費税相当分を
含まない。)

(うち消費税及び地方消費税の額 金	円)
----------------------	----

第1条第3号の設備又は備品

月額金	円	年額金	円
-----	---	-----	---

(消費税及び地方消費税相当分を
含まない。)

(うち消費税及び地方消費税の額 金	円)
----------------------	----

会 計 年 度 分

乙は、本契約締結後甲の支払請求があった後30日以内に、前項の会計年度の四半期分

1 月 分

の賃貸料（契約締結日が会計年度又は会計年度の四半期の途中のときは、当該会計年度又は当該期末までの分）を乙の指定する場所において甲に支払う。ただし、乙は、上記

支払以後の分については、前記 会計年度の四半期分
1 月 分 の賃貸料を前金払することができる。

賃貸の期間に1月未満の端数を生じたときは、賃貸料は、賃貸の日数に応じて日割計算する。

前金払に対応する期限前の解約により本契約が終了したため、既に支払済みの賃貸料に過払が生じたときは、甲は、その過払賃貸料を乙に返納する。

(遅延利息)

第7条 前条の前金払をすることができなかつた場合で、前金払に対応する期間が経過したとき、及びその期間の途中で、乙の解約申入れにより契約が終了したときは、乙は、未払賃貸料について甲から支払請求書を受領して後30日以内に甲に支払う。

上記30日以内に賃貸料を支払わなかった場合には、乙は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の支払遅延利息を甲に支払うものとする。

甲は、契約終了に伴い前条第4項により乙に返納すべき賃貸料をその返納告知の期限までに返納しないときは、その期限の翌日から返納するまでの期間に応じこの返納額に対し、遅延利息を乙に支払う。

前2項の遅延利息の利率は、同法に基づき財務省告示の定める利率による。

（火災による危険負担）

第8条 賃貸物件に対する火災保険は、甲がこれを付する。乙は、火災による損害について、その責任を負わない。ただし、火災保険契約条項により保険金の支払がなされない場合において、その理由が乙又は駐留軍の故意又は過失によるものであるときは、この限りでない。

（賃貸物件の形質の変更）

第9条 乙は、駐留軍の機密上等の理由によりやむを得ない場合のほか、本契約期間中駐留軍が当該賃貸物件の全部又は一部を除却し、若しくは増築、改築その他その形質の変更及び立木等の伐採をする場合においてはあらかじめ甲に通知する。

（賃貸物件の維持補修）

第10条 甲は、本契約期間中賃貸物件の維持補修の責めを負わない。ただし、甲が維持補修のため必要な事項等を乙に申し出たときは、乙は、駐留軍と交渉する。

甲は、乙の承認を受けなければ本契約期間中賃貸物件の形質を変更し、その他駐留軍の使用に支障を及ぼすような行為をしない。

（移転料の補償）

第11条 駐留軍が賃借物件を使用する前に、甲は、その物件に所在する物件で乙が賃借しないものを移転しなければならない。

乙は、甲に対し前項の移転料及び甲が移転するため通常必要と認められる費用を補償する。第1項の場合において、移転される物件が分割されることになり、その全部を移転しなければ従来利用していた目的に供することが著しく困難となるときは、甲は、その物件の全部の移転料を請求することができる。

（残存財産の補償）

第12条 乙は、甲の所有に属する一団の財産の一部を賃借することによって、残存財産の価格を減じその他残存財産に関して損失が生じ、甲から請求があったときは、甲に対しその損失を補償する。

（工事費用の補償）

第13条 乙は、甲の所有に属する一団の財産の一部を賃借することによって、残存財産に通路、みぞ、かき、さくその他工作物を新築、改築、増築若しくは修繕又は盛土若しくは切土をする必要があり、甲から請求があったときは、これに要する費用を甲に対し補償する。

（通常受ける損失の補償）

第14条 乙は、第11条から前条までによる補償のほか、賃貸により甲が通常受ける損失及び本契約の目的を達成するため、乙の行為により甲の受ける損失について甲から請求があったときは、甲に対しその損失を補償する。

（返還並びに返還時の補償及び求償）

第15条 乙は、本契約終了の際、賃貸物件をその現状のまま甲に返還し、甲は、乙に受領書を提出する。

前項の場合において、乙は、甲から原状回復の請求があったときは、原状回復に要する費用を返還時の価格に基づき甲に補償する。ただし、原状回復することが著しく困難

であるとき、又は原状に回復しないでもこれを有効、かつ、合理的に使用することができる」と認められるときは、甲の受ける損失を返還時の価格に基づき、甲に補償する。

第1項の場合において、建物又は工作物の使用中に有益費が費されたことにより、甲に利得が生じたと認められるときは、甲乙協議の上、その利得の存する限度において、返還時の価格に基づき、甲は、これを乙に償還しなければならない。

第2項の場合、民法第622条において準用する同法第600条の規定は、適用しない。

第1項の返還日以後の当該物件の管理は、甲がこれに当たる。

(原状回復及び補修期間の管理費)

第16条 前条第1項の返還に際し、甲から原状回復の請求があった場合、又は甲が返還物件に復帰する際、補修を要すると認められる場合において、甲から請求があったときは、乙は、原状回復及び補修の程度に応じて、その工事中の管理費として3月分以内の賃貸料に相当する金額を甲に補償する。

(復帰費用の補償)

第17条 甲が乙との賃貸借契約締結の際、移転した物件のうち、復帰しなければ従来使用していた目的に供することが著しく困難な物件の復帰費用及び復帰のため、通常必要と認められる費用を契約終了後、復帰の際、乙から甲に補償する。

(中間補償)

第18条 第1条の賃借物件の一部(独立した物件に限る。)又は第1条の土地に所在する立木竹が乙又は駐留軍の責めにより滅失し、必要あるときは、乙は、遅滞なくその旨を甲に通知し、滅失した時の価格に基づき甲にその損失を補償する。

(賃貸料及び補償金の算定)

第19条 本契約による賃貸料及び補償金の算定は、駐留軍ノ用ニ供スル土地等ノ損失補償等要綱及び同評価基準による。

(補償金の支払)

第20条 乙は、第4条及び第11条から第18条までの補償金を甲乙協議により、その金額が確定し、甲の支払請求があった後、30日以内に乙の指定する場所において甲に支払う。

(賃貸物件の買取請求)

第21条 第1条の物件の賃貸が、本契約を更新の結果3年以上にわたるとき、又は賃貸により当該物件の形状を変更し、従来用いた目的に供することが著しく困難となったときは、甲は、乙に対し当該物件の買取りを請求することができる。

(賃貸物件に対する公租公課)

第22条 本賃貸物件に対する公租公課は、甲の負担とする。

(賃貸物件等の譲渡制限)

第23条 甲は、本契約の存続中、乙の承諾なしに本賃貸物件及び本契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又はその他の物権を設定することはできない。この承諾を得て第三者に賃貸物件が譲渡された場合においては、甲は、本契約を譲受人に承継させなければならない。

(紛争の解決)

第24条 本契約に基づく賃貸料及び補償金に関し、当事者間に紛争を生じ、双方の協議により解決しないときは、防衛施設地方審議会の意見を徴し、甲乙協議して決定する。

(疑義の解決)

第25条 本契約に関し、当事者間に疑義を生じたときは、甲乙協議して決定する。

(権利者の承諾)

第26条 甲は、別紙承諾書のとおり第1条の物件に権利を有する者の承諾を得た上、本契約を締結する。

(使用権に対する保証)

第27条 甲は、本賃貸物件について第2条に掲げる権利者のほか、使用権を有する者のないことを保証する。

本契約締結後の使用権に関する争いについては、甲の責任において、これを解決する。

(返還時の補償及び求償の特例)

第28条 本契約期間中又は本契約終了後引き続き賃借物件を、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）により使用又は収用することになった場合においては、本契約書第15条による補償及び利得の償還については、同法に基づいて使用期間を定めた場合、その使用期間が終了したとき、又は収用の時期において処理する。

第29条 甲は、本契約に基づき第1条に掲げる土地等を令和 年 月 日に乙に引渡しを行うものとする。ただし、甲がやむを得ない理由により乙の承認を得て引渡期日を延期した場合には、第5条の規定にかかわらず実際の引渡しの日をもって契約期間の開始日とする。

本契約を証するため、契約書2通を作成し、各記名押印の上、甲乙各自1通を保有する。

令和 年 月 日

賃貸人	住所	
	氏名	Ⓜ
賃借人	国	
	支出負担行為担当官	
	防衛局長	
	防衛支局長	
	氏名	Ⓜ

(別紙)

設 備 備 品 目 録

番 号	品 目	数 量	規 格 ・ 寸 法 等	所 有 者	住 所

収入 印紙

F A C No.	
契約番号	

土地建物等転貸借契約書

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定を実施するために、日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊（以下「駐留軍」という。）の用に供する目的をもって転貸人（権利者）を甲とし、転借人国を乙とし、所有者の承諾を得た上甲乙間において、下記条項のとおり土地建物等の転貸借契約を締結する。

（転貸物件）

第1条 転貸物件は、下記のとおりとする。

1 土地（第2号建物の敷地を除く。）

下記のとおり表示する。

所在地

所有者住所氏名

賃借人（権利者）住所氏名

地番、地目

面積

登記の有無、登記年月日及び登記番号

賃借権（権利）の登記の有無、登記年月日及び登記番号

2 建物、工作物（附帯設備を含む。）及び敷地

下記のとおり表示する。

所在地

構造、階数

床面積

建物所有者住所氏名

敷地所有者住所氏名

地番及び地目

敷地面積

登記の有無、登記年月日及び登記番号

賃借権（権利）の登記の有無、登記年月日及び登記番号

3 設備又は備品（前号附帯設備を除く。）

別紙のとおり表示する。

（転貸物件にある権利の制限）

第2条 甲は、本契約期間中第1条の物件にある下記の権利についてその行使又は変更につき駐留軍の使用を妨げないようにする。

権利者住所氏名

権利の種類

権利の内容

(転貸物件にある権利の消滅)

第3条 甲は、第1条の物件にある下記の権利を本契約締結の日に消滅させる。

権利者の住所氏名

権利の種類

権利の内容

(権利の行使制限又は消滅に伴う損失補償)

第4条 第2条により権利の行使に制限を加えた場合及び同条の権利の全部又は一部が本契約期間中乙の責めに帰すべき理由により消滅したとき、並びに前条により甲が権利を消滅させたときは、それによって当該権利者の被る損失並びに甲の受けることあるべき損失について乙より甲に補償金を支払う。

甲は、当該権利者に支払うべき補償金を受領したときは、遅滞なく当該権利者に支払う。

(契約期間)

第5条 本契約期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。ただし、乙において必要あるときは、甲、乙及び所有者協議の上本契約を更新することができる。

本契約期間中、駐留軍が使用しなくなった場合は、乙は、いつでも解約の申入れをすることができる。この場合においては、本転貸借契約は、解約申入れ後30日を経過したとき終了する。ただし、甲乙協議の上この期間を短縮することができる。

(転貸料)

第6条 転貸物件の転貸料は、次のとおりとする。ただし、転貸物件の異動又は甲と所有者との間の賃貸借条件の異動等やむを得ない事情があると認められるときは、甲乙協議の上これを変更することができる。

第1条第1号の土地

月額金	円	年額金	円
-----	---	-----	---

第1条第2号の建物工作物及び敷地

月額金	円	年額金	円
-----	---	-----	---

(消費税及び地方消費税相当分を含まない。)	(うち消費税及び地方消費税の額金 円)
-----------------------	---------------------

第1条第3号の設備又は備品

月額金	円	年額金	円
-----	---	-----	---

(消費税及び地方消費税相当分を含まない。)	(うち消費税及び地方消費税の額金 円)
-----------------------	---------------------

会 計 年 度 分

乙は、本契約締結後甲の支払請求があった後30日以内に、前項の会計年度の四半期分

1 月 分

の転貸料（契約締結日が会計年度又は会計年度の四半期の途中のときは、当該会計年度又は当該期末までの分）を乙の指定する場所において甲に支払う。ただし、乙は上記支

払以後の分については、前記^{会計年度の四半期分}_{1 月 分}の転借料を前金払することができる。

転貸の期間に1月未満の端数を生じたときは、転貸料は、転貸の日数に応じ日割計算する。

前金払に対応する期限前の解約により本契約が終了したため、既に支払済みの転貸料

に過払が生じたときは、その過払転貸料を乙に返納する。

(遅延利息)

第7条 前条の前金払をすることができなかつた場合で、前金払に対応する期間が経過したとき、及びその期間の途中で乙の解約申入れにより契約が終了したときは、乙は、未払転貸料について甲から支払請求書を受領して後30日以内に甲に支払う。

上記30日以内に転貸料を支払わなかつた場合には、乙は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)の支払遅延利息を甲に支払うものとする。

甲は、契約終了に伴い、前条第4項により返納すべき転借料をその返納告知の期限までに返納しないときは、その期限の翌日から返納するまで期間に応じ、この返納額に対し遅延利息を乙に支払う。

前2項の遅延利息の利率は、同法に基づき財務省告示の定める利率による。

(火災による危険負担)

第8条 転貸物件に対する火災保険は、所有者がこれを付する。乙は、火災による損害については、その責任を負わない。ただし、火災保険契約条項により保険金の支払がなされない場合において、その理由が乙又は駐留軍の故意又は過失によるものであるときは、この限りでない。

(転貸物件の形質の変更)

第9条 乙は、駐留軍の機密上等の理由によりやむを得ない場合のほか、本契約期間中駐留軍が、当該転貸物件の全部又は一部を除却し、若しくは増築、改築その他その形質の変更及び立木等の伐採をする場合においては、あらかじめ甲及び所有者に通知する。

(転貸物件の維持補修)

第10条 甲及び所有者は、本契約期間中、転貸物件の維持補修の責めを負わない。ただし、甲及び所有者が維持補修のため必要なる事項等を乙に申し出たときは、乙は、駐留軍と交渉する。

甲及び所有者は、乙の承認を受けなければ本契約期間中転貸物件の形質を変更し、その他駐留軍の使用に支障を及ぼすような行為をしない。

(移転料の補償)

第11条 駐留軍が転借物件を使用する前に、甲は、その物件に所在する物件で乙が転借しないものを移転しなければならない。

乙は、甲に対し前項の移転料及び甲が移転するために通常必要と認められる費用を補償する。

第1項の場合において、移転される物件が分割されることになり、その全部を移転しなければ従来使用していた目的に供することが著しく困難となるときは、甲は、その物件の全部の移転料を請求することができる。

第1項及び第3項の場合においては、甲は、所有者の同意を得ることを要する。

(残存財産の補償)

第12条 所有者に属する一団の財産の一部を転借することによって、残存財産の価格を減じ、その他残存財産に関して損失が生じ甲から請求があつたときは、甲に対しその損失を補償する。

(工事の費用の補償)

第13条 所有者に属する一団の財産の一部を転借することにより、残存財産に通路、みぞ、かき、さくその他工作物を新築、改築、増築若しくは修繕又は盛土若しくは切土をする必要があり、甲から請求があつたときは、これに要する費用を甲に対し補償する。

(通常受ける損失の補償)

第14条 乙は、第11条から前条までによる補償のほか、甲が転貸により通常受ける損失及

び本契約の目的を達成するため乙の行為により甲及び所有者の受ける損失について甲から請求があったときは、甲に対しその損失を補償する。

(返還並びに返還時の補償及び求償)

第15条 乙は、本契約終了の際、転借物件をその現状のまま甲に返還し、甲は、乙に受領書を提出する。

前項の場合において、乙は、所有者からの請求に基づき甲から原状回復の請求があったときは、原状回復に要する費用を返還時の価格に基づき甲に補償する。ただし、原状に回復することが著しく困難であるとき、又は原状に回復しないでもこれを有効、かつ、合理的に使用することができると認められるときは、乙は、所有者及び甲と協議の上原状に回復しないで返還することができる。この場合において、乙は、所有者の受ける損失を返還時の価格に基づき甲に補償する。

第1項の場合において、建物又は工作物の使用中に有益費が費やされたことにより、所有者に利得が生じたと認められるときは、甲は、所有者及び乙と協議の上その利得の存する限度において、返還時の価格に基づきこれを乙に返還しなければならない。

前2項の場合、民法第622条において準用する同法第600条の規定は、適用しない。

第1項の返還日以後の当該物件の管理は、甲がこれに当たる。

(原状回復及び補修期間の管理費)

第16条 前条第1項の返還に際し、甲から原状回復の請求があった場合、又は甲が返還物件に復帰する際、補修を要すると認められる場合において、甲から請求があったときは、乙は、原状回復及び補修の程度に応じて、その工事中の管理費として3月分以内の転賃料に相当する金額を甲に補償する。

(復帰費用の補償)

第17条 甲が、乙との転賃借契約締結の際、移転した物件のうち復帰しなければ従来利用していた目的に供することが著しく困難な物件の復帰費用及び復帰のため通常必要と認められる費用を契約終了後復帰の際乙から甲に補償する。

(中間補償)

第18条 第1条の転借物件の一部(独立した物件に限る。)又は第1条の土地に存在する立木竹が乙又は駐留軍の責めにより滅失した場合、必要あるときは、乙は、遅滞なくその旨を甲に通知し、滅失した時の価格に基づき甲にその損失を補償する。

(賃貸料及び補償金の算定)

第19条 本契約による転賃料及び補償金の算定は、駐留軍ノ用ニ供スル土地等ノ損失補償要綱及び同評価基準による。

(補償金の支払)

第20条 乙は、第4条及び第11条から第18条までの補償金を、甲、乙及び所有者の協議により、その金額が確定し、甲の支払請求があった後30日以内に乙の指定する場所において甲に支払う。

前項のうち所有者の受けるべき補償については、所有者が甲に対し請求をなし、乙は、甲及び所有者と協議して決定する。

甲は、所有者に支払うべき補償金を受領したときは、遅滞なくこれを所有者に支払う。

(転賃物件の買取請求)

第21条 第1条の物件の転賃が本契約更新の結果3年以上にわたるとき、又は転賃により当該物件の形状を変更し、従来用いた目的に供することが著しく困難となったときは、所有者からの請求及び委任に基づき、甲は、乙に対し当該物件の買取りを請求することができる。

(転賃物件に対する公租公課)

第22条 本転貸物件に対する公租公課は、所有者の負担とする。

(転貸物件等の譲渡制限)

第23条 甲及び所有者は、本契約の存続中、乙の承諾なしに本転貸物件及び本契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又はその他物権を設定することはできない。

乙の承諾を得て転貸物件が第三者に譲渡された場合においては、甲及び所有者は、本契約を譲受人に承継させなければならない。

(紛争の解決)

第24条 本契約に基づく転貸料及び補償金に関し、当事者間に紛争を生じ双方の協議により解決しないときは、防衛施設地方審議会の意見を徴し、甲乙又は甲、乙及び所有者協議して決定する。

(疑義の解決)

第25条 本契約に関し、当事者間に疑義を生じたときは、甲乙協議して決定する。

(所有者の承諾)

第26条 甲は、別紙承諾書のとおり転貸物件の所有者及び転貸物件に権利を有する者の承諾を得た上、本契約を締結する。

(使用権に関する保証)

第27条 甲は、本転貸物件について第2条に掲げる権利者のほか、使用権を有する者のないことを保証する。

本契約締結後の使用権に関する争いについては、甲の責任において、これを解決する。

(返還時の補償及び求償の特例)

第28条 本契約期間中、又は本契約終了後引き続き転借物件を日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）により使用又は収用することになった場合においては、本契約書第15条による補償及び利得の償還については、同法に基づいて使用期間を定めた場合その使用期間が終了したとき、又は収用の時期において処理する。

第29条 甲は、本契約に基づき第1条に掲げる土地等を令和 年 月 日に乙に引渡しを行うものとする。ただし、甲がやむを得ない理由により乙の承認を得て引渡期日を延期した場合には第5条の規定にかかわらず実際の引渡しの日をもって契約期間の開始日とする。

本契約を証するため、契約書2通を作成し、各記名押印の上、甲乙各自1通を保有する。

令和 年 月 日

転貸人 住所
氏名 ④

転借人 国
支出負担行為担当官
防衛局長
防衛支局長
氏名 ④

(別紙)

設 備 備 品 目 録

番 号	品 目	数 量	規 格 ・ 寸 法 等	所 有 者	住 所

別記第50号様式（第41条関係）

改 定 契 約 書

賃貸人 _____ と賃借人国との間において締結した土地建物等賃（転）貸借契約書（令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日FAC No. _____ 契約番号 _____ ）中第 _____ 条を令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日から下記のとおり改定することに合意する。

記

この改定契約書は、原契約書と一体として、その効力を有することを証する。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

賃（転）貸人 住 所

氏 名

㊟

賃 借 人 国

支出負担行為担当官

防衛局長

防衛支局長

㊟

別記第5 1号様式（第4 2条関係）

発 番 号
令和 年 月 日

所有者又は関係人 殿

防衛局長
防衛支局長

契 約 締 結 依 頼 書

前略

日本国は、さきに国際の平和と安全のために、日本国とアメリカ合衆国軍隊との間の相互協力及び安全保障条約によって、アメリカ合衆国のため必要な施設及び区域の使用を許しました。

貴殿所有の土地につきましても、今回その使用に供せられることになりましたので、政府は貴殿と契約を結び、賃借いたしたい所存でございます。

もちろん政府としましても相当な条件に従い、また、適正な借料をお支払いするよう努力しているわけでございますから、現在日本の諸情勢等御賢察の上、御協力を下さるようお願いする次第でございます。

つきましては、同封の契約書等御閲読の上、該当箇所に記名、押印を願いたく、なお契約書1部は御返送下さるようお願い申し上げます。

また、収入印紙には消印、契約書には各葉ごとに割印をし、印鑑証明書をもお届け下さるようお願いいたします。

別記第52号様式（第42条関係）

発 番 号
令和 年 月 日

所有者又は関係人 殿

防衛局長
防衛支局長

損失補償額決定通知書

土地建物等賃（転）貸借契約書（令和 年 月 日 FAC No. _____ 契約
番号 _____）の各条項に規定する損失補償額は、貴殿と協議の上作成しました土地等
補償調書（分割物件全部移転補償調書、残存財産補償調書）に基づいて、下記のとおり決
定しましたから通知します。

これに異議がない場合には、同封の同意書に記名の上返送願います。

記

別記第53号様式（第42条関係）

損 失 補 償 額 同 意 書

土地建物等賃（転）貸借契約書各条項に規定する損失補償中、損失補償額決定通知書（令和 年 月 日 発 番 号）をもって通知を受けた下記補償金額に異義なく、この金額受領の上は、当該事項についての損失は、今後いかなる名義をもって一切請求しない。

記

1 土地建物等賃（転）貸借契約書第 条に基づく補償金
令和 年 月 日

住 所
氏 名

防衛局長
防衛支局長 殿

別記第54号様式（第43条関係）

令和 年 月 日

防衛局長
防衛支局長 殿

住 所
氏 名

賃借料（補償額）再審査要求書

令和 年 月 日 発 番 号をもって貴局の決定された下記土地等の賃
（転）借料（損失補償額）は、少額であるから再審査を要求する。

記

- 1 通知された賃（転）借料（補償額）
- 2 希望する賃（転）借料（補償額）
- 3 再審査を要求する理由
- 4 その他参考となる事項

令和 年 月 日

防衛局長
防衛支局長 殿

住 所
氏 名

土地等の上にある権利存続申請書

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の規定により、駐留軍の用に供するため使用する土地等の上にある私の権利は、下記理由により、従前どおり存続するよう申請する。

記

- 1 使用する土地等の表示
 - ア 所在地
 - イ 種類及び数量
 - ウ 所有者住所及び氏名
- 2 存続を申請する権利の表示
 - ア 種類
 - イ 内容
- 3 権利の存続を申請する理由

別記第56号様式（第48条関係）

発 番 号
令和 年 月 日

申請者 殿

防衛局長
防衛支局長

土地等の上にある権利存続同意書

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の規定により、駐留軍の用に供する土地等の上にある貴殿の権利については、申請のとおり存続することを承認いたします。

別記第57号様式（第49条関係）

承 諾 書

私が（住所、氏名）
から、令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間 中の
（物件表示）
を が土地建物等賃貸借契約書により国に賃貸することを承諾する。
令和 年 月 日

権利者 住 所
氏 名

別記第58号様式（第49条関係）

所 有 者 承 諾 書

私が（住所、氏名）
に、令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間 中の
（物件の表示）
を が土地建物等転貸借契約書により国に転貸すること並びに転貸料及び補償
金は、すべて同契約条項によって、国が転貸人に支払うことを承諾する。

令和 年 月 日

所有者 住 所
氏 名

別記第59号様式（第49条関係）

権 利 者 承 諾 書

賃借人（住所、氏名）
が、所有者（住所、氏名）
から、令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間賃借中の
（物件表示）
を、賃借人が、土地建物等転貸借契約書により国に転貸することを承諾する。

令和 年 月 日

権利者 住 所
氏 名

別記第60号様式（第50条関係）

財 産 使 用 確 認 書

F A C No. _____

施設名称 _____

契約 番号	賃(転)貸人 住所氏名	財 産 所在地	種類	数量	1 月 賃 (転)借料	令和年月日から 令和年月日まで 支 払 金 額	備 考
小 計							
合 計							

上記のとおり使用したことを確認する。

令和 年 月 日
防衛局長
防衛支局長

氏 名

- 注：1 契約終了に際しての最終確認のときは、備考欄に駐留軍からの返還日を記入し、「最終」と記入すること。
- 2 各人別に作成する必要があるときは、適宜修正の上、使用することができる。

別記第61号様式（第50条関係）

財 産 使 用 見 込 書

F A C No. _____ 施設名称 _____

契約 番号	賃(転)貸人 住 所 氏 名	財 産 所在地	種 類	数 量	1 月 賃 (転)借料	令和年月日から 令和年月日まで 支 払 金 額	備 考
小 計							
合 計							

上記のとおり使用する見込みである。

令和 年 月 日
防衛局長
防衛支局長

氏 名

注： 各人別に作成する必要があるときは、適宜修正の上、使用することができる。

別記第62号様式（第51条関係）

令和 年 月 日

防衛局長
防衛支局長 殿

賃（転）貸人 住 所
氏 名

財 産 引 渡 期 日 延 期 申 請 書

令和 年 月 日 FAC No. _____ 契約番号 _____

をもって賃（転）貸することとした私の _____ に属する土地等の引渡しは、下記理由により令和 年 月 日まで延期されたく、申請する。

記

- 1 賃（転）貸物件の表示
- 2 財産引渡指定年月日
- 3 希望引渡年月日
- 4 延期申請理由

別記第63号様式（第51条関係）

発 番 号
令和 年 月 日

貸（転）貸人 殿

防衛局長
防衛支局長

財産引渡期日延期申請承認書

令和 年 月 日申請に係る財産引渡期日延期申請の件は、申請のとおり承認する。

別記第64号様式（第52条関係）

発 番 号
令和 年 月 日

賃（転）貸人 殿

防衛局長
防衛支局長

改 定 契 約 依 頼 書

令和 年 月 日 FAC No. _____ 契約番号 _____ をも
って貴殿と締結した土地建物等賃（転）貸借契約書につき、この度別紙改定契約書案の
とおり改定契約をしたいので、何とぞ同意下さるようお願いします。

つきましては、同封の契約書等御閲読の上、該当箇所に記名押印の上契約書1部を、
返送下さるようお願いします。

なお、収入印紙には消印し、契約書には各葉ごとに割印をし、印鑑は原契約書に押印
した印鑑を御使用下さるようお願いします。

別記第65号様式（第53条関係）

発 番 号
年 月 日

賃（転）貸人 殿

防衛局長
防衛支局長

土地建物等形質変更通知書

令和 年 月 日 F A C No. _____ 契約番号 _____ をも
って貴殿と締結した土地建物等賃（転）貸借契約書第9条に基づき、今般、下記のとおり形質変更を予定いたしておりますので、御通知します。

なお、この形質変更による損失補償契約の改定等については、別途協議します。

記

- 1 現在の形状、構造、範囲等
- 2 変更予定箇所
- 3 変更の理由
- 4 方法、程度
- 5 変更後の状況
- 6 完成時期

別記第66号様式（第53条関係）

土地建物等形質変更通知受領書

防衛局長
防衛支局長 殿

賃（転）借人 住所
氏名

令和 年 月 日 FAC No.
____ 契約番号 _____ をもって賃貸
した土地等の形質変更につき令和 年
月 日 発 番 号「土地建
物等形質変更通知書」正に受領した。
令和 年 月 日

140×90

別記第67号様式（第54条関係）

賃（転）貸借契約継承に関する同意書

所 在 _____
地番、地目 _____
数 量 _____

上記目録について、令和 年 月 日 登録番号 _____ をもって前
所有者 _____ から新所有者 _____ が所有権の譲渡を受けた。

ついては、所有権移転前に国と所有権譲渡人 _____ の間に締結されたF A
C No. _____ 契約番号 _____ の土地建物等賃（転）貸借契約書に
よる契約は、所有権譲受人がその条項のとおり令和 年 月 日から継承する。

令和 年 月 日
防衛局長 殿
防衛支局長

所有権譲渡人 住 所
氏 名
所有権譲受人 住 所
氏 名

別記第68号様式（第55条関係）

発 番 号
年 月 日

賃（転）貸人 殿

防衛局長
防衛支局長

賃（転）貸借契約期間更新依頼書

令和 年 月 日 FAC No. _____ 契約番号 _____ をも
って貴殿と締結した土地建物等賃（転）貸借契約書による契約を同契約書第5条の規定に
より、令和 年 月 日から令和 年 月 日まで更新いたしたくお願いし
ます。

なお、同封の承諾書に押印の上返送下さるようお願いいたします。

別記第69号様式（第55条関係）

防衛局長
防衛支局長 殿

賃（転）貸人 住 所
氏 名

⑩

契 約 更 新 承 諾 書

令和 年 月 日 F A C No. _____ 契約番号 _____ 土地
建物等賃（転）貸借契約書による契約を同契約書第5条の規定により、令和 年 月
日から令和 年 月 日まで更新することを了承する。

別記第70号様式（第57条関係）

土地等損失補償契約書

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定を実施するため、土地等を日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の用に供することによって生じた損失につき、
を甲とし、国を乙として、甲乙間において、下記条項により補償契約を締結する。

第1条 乙は、下記項目の損失を補償するため、駐留軍ノ用ニ供スル土地等ノ損失補償等要綱（昭和27年7月4日閣議了解）及び同評価基準に基づき算定した下記補償項目の補償金額を、甲に支払う。

（補償項目）	（補償金額）	円
合計		円

第2条 甲は、前条の補償項目につき甲以外の権利者があるときは、甲においてこれを解決し、乙に対しては、前条の補償金以外には、一切請求をしない。

第3条 第1条の補償金額は、甲の支払請求があった後、30日以内に乙の指定する場所において甲に支払う。

2 乙は、上記30日以内に補償金を支払わなかったときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の支払遅延利息を甲に支払うものとする。

3 前項の遅延利息は、同法に基づき、財務省告示の定める利率によるものとする。

第4条 甲は、第1条の補償項目に関し、同条に定めた金額以外は、将来において一切補償金の請求をしない。

第5条 この契約に基づく補償金に関し、当事者間に紛争を生じ、双方の協議により解決しないときは、防衛施設地方審議会の意見を徹し、甲乙協議して決定する。

第6条 この契約に関し、当事者間に疑義を生じたときは、甲乙協議して決定する。
この契約を証するため、契約書2通を作成し、各記名押印の上、甲乙各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所
氏 名 ①

乙 国
支出負担行為担当官
防衛局長
防衛支局長
氏 名 ①

発 番 号
年 月 日

請 求 者 殿

防衛局長
防衛支局長

損 失 補 償 契 約 締 結 依 頼 書

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定を実施するため、土地等を日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の用に供することによって生じた損失の補償につき、貴殿と協議の上作成した 補償調書に基づいて、同封損失補償契約書案のとおり損失補償案約を締結したいと思ひます。

これに異議のない場合には、該当箇所に記名押印の上、その 1 部を返送願ひます。
また、収入印紙には、消印し、契約書には、各葉ごとに割印をして下さい。